

美 監 第 1 2 号

令和6年8月28日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和5年度決算審査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により行った監査、同法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度美咲町一般会計及び同特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付された基金の運用状況を示す書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を付して提出します。

美 監 第 1 2 号

令和6年8月28日

美 咲 町 議 会 様
美 咲 町 教 育 委 員 会 様
美 咲 町 農 業 委 員 会 様
美 咲 町 選 挙 管 理 委 員 会 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和5年度決算審査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により行った監査、同法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度美咲町一般会計及び同特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付された基金の運用状況を示す書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を付して提出します。

令和5年度美咲町一般会計・
特別会計歳入歳出決算審査結果意見書

1. 審査対象

- (1) 令和5年度美咲町一般会計歳入歳出決算書
- (2) 令和5年度美咲町みさきネット事業特別会計歳入歳出決算書
- (3) 令和5年度美咲町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書
- (4) 令和5年度美咲町津山・柵原・吉井線共同バス運行事業特別会計歳入歳出決算書
- (5) 令和5年度美咲町津山・西川線共同バス運行事業特別会計歳入歳出決算書
- (6) 令和5年度美咲町旭川ダム沿線バス運行事業特別会計歳入歳出決算書
- (7) 令和5年度美咲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (8) 令和5年度美咲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (9) 令和5年度久米郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算書
- (10) 令和5年度美咲町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算書
- (11) 令和5年度久米郡障害支援区分認定審査事業特別会計歳入歳出決算書
- (12) 令和5年度美咲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- (13) 令和5年度美咲町下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (14) 令和5年度美咲町柵原公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (15) 令和5年度美咲町中央公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (16) 令和5年度美咲町用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算書
- (17) 令和5年度美咲町倭文西財産区特別会計歳入歳出決算書
- (18) 令和5年度美咲町一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (19) 令和5年度財産に関する調書

2. 審査期間

令和6年7月3日から令和6年8月7日までのうち、12日間

3. 審査会場

美咲町役場、旭総合支所、柵原総合支所、旭学園、柵原東保育園

4. 審査の方法

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、その係数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなど各部署の共通項目を重点的に審査した。

また、基金についてはその設置目的に沿って適正に運用されているかなどを審査した。

審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施した。

5. 決算の概要

令和5年度各会計の決算額は、歳入総額218億9413万7964円、歳出総額210億545万1311円となっており、歳入歳出、差引残額8億8868万6653円を翌年度へ繰り越している。この中には、繰上充用の措置を取っている1会計があり、その額は1277万2401円である。

一般会計の決算額で、歳入歳出差引残額は、4億5801万5151円で前年度に引き続き黒字決算となっている。

普通会計における実質収支は黒字であり、単年度収支においても4051万6千円の黒字となっている。歳入における町債は、33億6673万6千円となっており、前年度19億6632万3千円に対し71.2%の増額となっている。歳入を対前年度で比べると、繰入金、町債等が増加している。また、歳出における公債費は、18億1861万2千円であり前年度18億4559万7千円に対し1.5%の減額となっている。

令和5年度末の普通会計における地方債残高130億2279万4千円（前年度114億3694万3千円）は、柵原地域義務教育学校建設事業や多世代交流拠点整備事業などに係る地方債の借入れにより増加している。一方、基金残高は、令和5年度は91億4939万3161円である。前年度については93億3304万6766円であったことから、昨年度から減少している。

実質公債費比率は9.3%で前年度から減少している。現在、多世代交流拠点整備事業等といった大規模事業を実施していることから、中長期的な健全財政の運営が必要である。

将来負担比率は、前年度同様該当なしとなっている。有利な起債である合併特例債等を活用して多世代交流拠点整備など多額な費用がかかる事業に財源を充てられたい。また、今後も繰上償還による将来負担の平準化に努められたい。

参考資料（令和4年度決算主要財政指標）

項目	経常収支率 比	実質公債費率 比	財政力指数	将来負担比率
美咲町 5年度	82.3	9.3	0.26	—
美咲町 4年度	80.9	9.8	0.25	—
県平均 4年度	88.8	6.3	0.61	—

※令和5年度分の数値は速報値

6. 審査結果

（1）総 評

令和6年7月3日付で美咲町長から提出された令和5年度美咲町一般会計、16特別会計の歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、計数と歳入歳出予算整理簿、歳出予算流用及び予備費充当並びに出納証憑書類を照査し、さらに関係調書、関係書類の提出と担当者の説明を求める等により慎重に審査した結果、計数はいずれも適合しており誤りのないことを確認した。

なお、一般会計における歳入歳出差引額は4億5801万5151円、繰越明許額186万1千円で、繰越明許費を差し引いた実質収支額は4億5615万4151円である。

不用額の縮減、基金の整理・統合については、以前からの指摘により大きな改善が見られる。

しかしながら、備品台帳の整備については、いまだ不十分であり、早急な対応が必要である。

(2) 指摘事項

① 不用額の縮減について

不用額の縮減については大きな改善が見られる。

予算の積算に当たっては、直近、及び現年度の予算執行状況や対象事業の状況を総合的に勘案し、真に必要な予算額を算出するとともに、予算執行に当たっては、年間を通じた計画的な執行や適切な補正予算により、さらなる不用額の縮減に努めること。

② 職員のメンタルヘルスケアについて

各所属長は、職員の業務量把握に努め、定期的に事務処理の進捗状況を確認するとともに、積極的に休暇を取得できるよう配慮すること。また、職員間のコミュニケーションを図り、心身ともに健康に働くことができる環境づくりに努めること。

③ 備品台帳の整備について

各所属単位の整備は一定程度進んでいるが、新庁舎への移転を控えていることを考慮するといまだ不十分である。美咲町財務規則に基づき、早急に会計管理者を中心として全庁的な整備を行い、庁舎移転前後の備品の所在把握に万全を期すよう努めること。

④ 公共施設の再編整備について

利用していないにも関わらず維持のみに経費が掛かっている施設が見受けられる。「賢く収縮するまちづくり」の実現に向け、理財課と施設を所管する担当課が協力し、将来に負担を残さないよう、使用目的を終えた施設の再編整備を速やかに進めること。

⑤ 基金の整理について

基金の再編、運用については大きな改善が見られる。

引き続き、基金の設立目的を定期的に見直し、時代の変化や住民のニーズに合わせて統廃合を行うなど、貴重な財源を有効活用することを求める。

⑥ 各種団体への補助金・助成金の適正な執行について

毎年度同じ額の補助金・助成金が見られる。実績報告をもとに事業効果を検証するとともに、団体の活動状況、財務状況を精査し、現状に即した適正な補助額の算定に努めること。

7. 審査意見

本町の人口は令和32年（2050年）に7300人にまで減少すると国立社会保障・人口問題研究所により推計されている。今後の美咲町財政を考えると、人口規模にあわせて財政規模を縮小していくなど、持続可能なまちづくりを進めるための行財政運営が求められ、より厳格な予算執行が必要となる。

来年度からスタートする美咲町第四次振興計画の策定に向け、第三次振興計画の実施状況を十分に検証し、事業のスクラップ&ビルドや、近隣の市町村との広域連携による効率化など、将来の町の姿を描いて業務を進める必要がある。

多世代交流拠点の整備が進むなか、美咲町公共施設適正配置計画を推進し、計画目標の着実な実施に向けて施策が展開されていくこととなるよう期待するものである。

最後に、年々財政状況が厳しさを増すなかで、物価上昇への対応はもちろん、社会情勢の変化を的確に把握し、事務事業の優先度、緊急度を吟味し、より効率的かつ機能的な行政組織を構築することが必要不可欠である。限られた人員で最大の成果を上げるため、デジタル技術の活用や業務の見直しを行い、更なる住民福祉の向上と町政の発展を目指し、全職員が一丸となって、住民に寄り添った行政を実行し、美咲町ならではの「ひと輝くまちみさき」の実現を望むものである。

美 監 第 1 3 号
令和6年8月28日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和5年度健全化判断比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度に係る健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

健全化判断比率審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2. 審査の期間

令和 6 年 8 月 7 日

3. 審査の要領

- (1) 町長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- (2) 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- (3) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。
- (4) 審査の方法については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、係数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	13.95	
連結実質赤字比率	—	18.95	
実質公債費比率	9.3	25.0	
将来負担比率	—	350.0	

(注) 1 実質収支が黒字なので、実質赤字比率は表示していない。

2 連結実質収支が黒字なので、連結実質赤字比率は表示していない。

(2) 是正改善を要する事項

早期健全化比率は基準内であるが、多世代交流拠点施設建設といった大規模な建設事業が実施されていることから、中長期的な健全財政の運営に努められたい。

美 監 第 1 4 号
令和6年8月28日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和5年度資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度美咲町水道事業会計、美咲町下水道事業特別会計、美咲町柵原公共下水道事業特別会計、美咲町中央公共下水道事業特別会計、美咲町用地取得造成事業特別会計の5会計に係る資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

美咲町水道事業会計に係る資金不足比率

美咲町下水道事業特別会計に係る資金不足比率

美咲町柵原公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率

美咲町中央公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率

美咲町用地取得造成事業特別会計に係る資金不足比率

2. 審査の期間

令和 6 年 8 月 7 日

3. 審査の要領

- (1) 町長から提出された特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- (2) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りがないかを確かめた。
- (3) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。
- (4) 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、係数の突き合せ、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

事業名	比率名	令和5年度	経営健全化基準	備考
美咲町水道事業会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町下水道事業特別会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町柵原公共下水道事業 特別会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町中央公共下水道事業 特別会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町用地取得造成事業 特別会計	資金不足比率	—	20.0	

(注) 1 資金不足が生じていないので、資金不足比率は表示していない。

(2) 是正改善を要する事項

早期健全化比率は基準内であるが、多世代交流拠点施設建設といった大規模な建設事業が実施されている。

現在、実質公債費比率は横ばいにあるよう見受けられるが、引き続き一般会計から多額の繰入れが予想されることから、今後においても社会情勢等を注視しつつ中長期的視点に立った財政運営を行うことが必要である。

健全な財政運営を維持し、効率的な行政運営に努め、中長期的な財政基盤の強化を図られたい。

美 監 第 1 5 号
令和6年8月28日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和5年度決算審査等の結果について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度美咲町水道事業会計の決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査したので、次のとおり意見を付して提出します。

令和5年度美咲町水道事業会計
決算審査結果意見書

1. 審査対象

令和5年度美咲町水道事業会計決算書

2. 審査の期間

令和6年8月7日

3. 審査会場

美咲町役場

4. 審査の方法

決算書及び付属書類は、その係数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査した。

審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施した。

1. 事業状況

(1) 給水状況

中央給水区、中央北部給水区、打穴・大埴和給水区、西川給水区、埴和給水区、江与味給水区、柵原飯岡給水区、柵原北部給水区、柵原中央給水区 全9給水区における給水状況は以下のとおりである。

給水区合計

区 分	単位	令和5年度	令和4年度	増減	前年度比
給水人口	人	12,385	12,756	▲371	97.09
年間配水量	m ³	1,936,257	2,075,257	▲139,000	93.30
年間有収水量	m ³	1,488,862	1,536,640	▲47,778	96.89
有収率	%	76.89	74.05	2.84	—

2. 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入が6億761万5461円で、支出が5億9051万3891円となっている。また、損益計算書では、収益が5億7760万1465円、費用が5億6588万1871円で、収支差引額1171万9594円が当年度純利益となっている。

予算額に対する執行率は、収入が99.77%、支出が92.71%となっている。

(2) 資本的収入及び支出

収入が1億8083万3000円、支出が3億2224万3134円で差引き1億4141万134円の収入不足となっており、この不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填されている。

予算額に対する執行率は、収入が88.99%、支出が93.39%となっている。

3. 経営状況

(1) 経営成績

経営成績は次のとおりである。

(※消費税抜きの金額 単位：円・%)

区分	令和5年度	令和4年度	増 減	前年度比
① 営業収益	300,748,957	311,131,495	▲10,382,538	96.66
② 営業費用	542,295,545	546,926,315	▲4,630,770	99.15
③ 営業利益(①-②)	▲241,546,588	▲235,794,820	▲5,751,768	97.56
④ 営業外収益	276,852,508	296,555,546	▲19,703,038	93.36
⑤ 営業外費用	23,586,326	25,160,608	▲1,574,282	93.74

⑥ 営業外利益(④－⑤)	253,266,182	271,394,938	▲18,128,756	93.32
⑦ 経常利益(③＋⑥)	11,719,594	35,600,118	▲23,880,524	32.92
⑧ 特別利益	0	836,000	▲836,000	0.00
⑨ 特別損失	0	0	0	0.00
⑩ 総収益(①＋④＋⑧)	577,601,465	608,523,041	▲30,921,576	94.92
⑪ 総費用(②＋⑤＋⑨)	565,881,871	572,086,923	▲6,205,052	98.92
⑫ 当年度純利益 (⑦＋⑧－⑨)	11,719,594	36,436,118	▲24,716,524	32.16
⑬ 前年度繰越利益剰余金	0	0	0	0.00
当年度未処分利益剰余金	48,155,712	36,436,118	11,719,594	132.17

(2) 経営分析

経営分析は次のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	説 明
総収支比率	102.07	106.37	▲4.30	総費用に対する総収益の割合を示す。100%以上比率の大きいほど良い。
営業収支比率	55.46	56.89	▲1.43	営業活動の能率を示す。100%以上比率の大きいほど良い。

総収支比率は、健全経営の水準を表し、費用が収益によって賄われているかを示すものである。

この比率が高いほど利益率が高いことを表している。

営業収支比率は、収益性を見るための指標の一つで、事業に必要な費用を給水収益などの収益で賄われているかを示すものである。

100%を下回っていることは、一般会計からの繰入金に頼っていることを示している。

4. 財政状況

(1) 資産

(単位：円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	備 考
固定資産	4,338,555,397	4,502,338,885	▲163,783,488	土地・建物・構造物・機械及び装置等
流動資産	693,553,133	657,510,607	36,042,526	現金預金・未収金・貯蔵品・前払金
資産合計	5,032,108,530	5,159,849,492	▲127,740,962	

(2) 水道料金収納状況

水道料金の収納状況は次表のとおりである。

(単位：円)

年 度	① 給水利益 (水道料金)	② 未収額	未収金比率 (%) ②/①×100
令和5年度	296,709,954	27,791,977	9.37

(3) 負債

(単位：円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	備 考
固定負債	1,504,298,757	1,688,412,296	▲184,113,539	企業債
流動負債	254,267,094	277,538,397	▲23,271,303	企業債・未払金・引当金等
繰延収益	1,369,287,062	1,419,585,776	▲50,298,714	長期前受金等
負債合計	3,127,852,913	3,385,536,469	▲257,683,556	

(4) 資本

(単位：円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	備 考
資本金	1,764,093,396	1,645,870,396	118,223,000	自己資本金
剰余金	140,162,221	128,442,627	11,719,594	資本剰余金・利益剰余金
資本合計	1,904,255,617	1,774,313,023	129,942,594	

(5) 経営分析

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	備 考
固定資産構成 比率	86.22	87.26	▲1.04	固定資産が総資産に占める割合
自己資本構成 比率	65.05	61.90	3.15	自己資本が総資本に占める割合。50%以上が望ましい。
流動比率	272.77	236.91	35.86	流動比率が100%下回ってれば、不良債務が発生している。

5. 総括及び意見

水道事業は、安全で良質な水を安定供給することにより、健康で文化的な生活や産業の振興を図る上で、大きな役割を担っている。

このような水道事業の趣旨を踏まえ、次のとおり決算審査及び定期監査の総括及び意見を述べる。

(1) 中長期的なビジョン

当年度末における給水状況は、給水総人口が1万2385人となっており、前年度と比較して371人の減となっている。

当該年度における各給水区の年間配水量の合計は193万6257m³であり、年間有収水量は148万8862m³で、有収率は76.89%である。

これらを前年度と比較すると、年間配水量は▲13万9千m³ (▲6.70%)、年間有収水量は▲4万7778m³ (▲3.11%)それぞれ減量しており、有収率自体は2.84%改善されているが70%台と低く推移している。

そのため、令和3年度に策定した「美咲町水道ビジョン」に掲げた「持続」「強靱」「安全」に関する目標を達成するために中長期的な目標を立て健全な事業運営を行うことを期待する。

具体的には、令和5年度に策定等を行ったアセットマネジメント及び経営戦略の改定を基に、将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するため、中・長期的視野に立った計画的な資産管理を行い、老朽化した管路の更新や耐震化、施設のダウンサイジングや統廃合、維持管理や浄水効率の向上、水道料金の適正化を行うことが必要と考える。

また、その際に岡山県広域化水道企業団や近隣市町村を巻き込んだ広域化の検討・参画も積極的に行い経営効率を高めることも求める。

(2) 効率的な収納体制

当年度の水道料金の未収金比率は9.37%と前年よりやや高くなっているが、普通地方公共団体の出納閉鎖時である5月末日ではほぼ完納となっている。

水道料金の収納については、滞納整理や給水停止業務を着実に実施され、税務課の協力を得ながら納付相談等の努力をなされている。今後も未収金の解消に努め、更なる健全経営を目指し、引き続き負担の公平性が確保されるよう効率的な収納体制を維持するとともに、良質で安全な水の安定供給に一層の努力を期待するものである。

(3) 安定的な収益確保

美咲町では上水道事業について令和2年度から地方公営企業法に基づいた会計を実施している。水道事業者には、地方公営事業である水道事業の健全な運営をするため、主たる収入を利用者の支払う水道料金等によって賄うなど、独立採算制を原則とした経営を行うことが求められる。

しかし、少子高齢化が加速する現代において人口の増加を見込むことはできず、現在の水道料金では増収を期待することはできない。

一方で、現状の有収率からも明らかなように老朽化した施設・管路等の修繕、更新を進めていかなければならず、多額の費用が必要となる。

このような厳しい状況であるが、町民の生活を支える水道事業には、安全な水道水を安定的に供給する使命がある。

現在、町が一般会計において事業を行っている多世代交流拠点施設等の事業推進及び施設等の除却も含め町財政も余裕があるとは言えない。

「(1) 中長期的なビジョン」で記載した、アセットマネジメントの策定や経営戦略の改定により必要とされる収益については、国庫補助事業の活用、適正な起債管理、収納率の維持・向上、水道料金の改定など安定的な収益の確保に努められたい。

これによって、健全で効率的な水道事業の運営、給水サービスの向上が図られ、その本来の目的である公共の福祉が増進されるよう期待するものである。